

葛城市学校給食センター調理・配送等業務委託

公募プロポーザル実施要項

令和6年12月

葛 城 市

はじめに

葛城市（以下「市」という。）では、平成 27 年に現在の学校給食センターが稼動し、9 年が経過しました。給食センターでは調理・配送等業務を民間事業者へ委託しており、公募型プロポーザル方式により事業者の募集を行います。

この要項は、調理・配送等業務委託にかかる民間事業者の募集に関し、必要な事項を定めたものです。

1. 目的

学校給食のさらなる質の向上を目指し、安心・安全でおいしい給食を子どもたちに提供するため、教育の一環としての学校給食の意義を理解し、優れた調理技術、衛生管理手法、経営能力等を確保する民間事業者を選定することを目的とする。

2. 事業概要

（1）委託件名

葛城市学校給食センター調理・配送等業務委託

（2）対象施設

- ① 施設名 葛城市学校給食センター
- ② 所在地 葛城市寺口 1 6 6 6 番地 1
- ③ 建築年月 平成 2 7 年 3 月竣工
- ④ 建築構造 鉄骨造一部 2 階建
- ⑤ 建築面積 1, 8 8 5. 6 8 m²（駐輪場、受水槽ポンプ室含む）
- ⑥ 延べ面積 2, 3 1 3. 9 0 m²（駐輪場、受水槽ポンプ室含む）
- ⑦ 調理方式 ドライ方式
- ⑧ 調理能力 約 4, 5 0 0 食規模／日
- ⑨ 主たる熱源 都市ガス、電気
- ⑩ 調理稼動日数 約 1 9 0 日／年
- ⑪ 給食提供先 小学校 5 校・中学校 2 校・幼稚園 4 園・適応指導教室

（3）業務内容

業務の具体的な内容については「葛城市学校給食センター調理・配送等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

- ① 食材の検収
- ② 調理業務
- ③ 食物アレルギー対応食調理業務
- ④ 原材料及び調理後の食品の保存食採取、保管業務等
- ⑤ 配缶及び配送準備業務等
- ⑥ 配送及び回収業務等
- ⑦ 食器具等の洗浄、消毒、保管、点検
- ⑧ 残菜の計量及び廃棄物の処理等
- ⑨ 施設・設備・機器等の管理、安全点検、清掃及び記録業務等
- ⑩ 安全衛生管理
- ⑪ ボイラー運転管理業務

⑫ その他上記内容に付帯する業務

※本業務委託に含まれない業務

- ・献立作成業務
- ・食材の決定及び調達業務
- ・学校給食費徴収等業務
- ・施設設備の保守点検業務

(4) 委託期間

令和7年8月1日～令和12年7月31日

ただし、契約締結日から令和7年7月31日までの期間は業務委託の準備期間とします。

(5) 本委託業務における委託料の上限額

総額	567,000,000	円（消費税及び地方消費税額を除く。）
令和7年度	75,600,000	円（消費税及び地方消費税額を除く。）
令和8年度	113,400,000	円（消費税及び地方消費税額を除く。）
令和9年度	113,400,000	円（消費税及び地方消費税額を除く。）
令和10年度	113,400,000	円（消費税及び地方消費税額を除く。）
令和11年度	113,400,000	円（消費税及び地方消費税額を除く。）
令和12年度	37,800,000	円（消費税及び地方消費税額を除く。）

なお、この金額は契約金額を示すものではありません。また、提案見積金額はこの上限額（消費税及び地方消費税額を除く。）を超えないものとします。

(6) 事務局

〒639-2135

奈良県葛城市寺口1666番地1

葛城市教育部 学校教育課学校給食センター

電話：0745-69-1666

FAX：0745-69-1667

E-mail：kyushoku@city.katsuragi.lg.jp

葛城市 HP：http://www.city.katsuragi.nara.jp

3. 応募資格

(1) 資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加申込者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者としてします。

なお、参加資格の基準日は、本プロポーザルの公告日とし、審査結果の決定日までに参加申込者が参加資格要件を欠くような事由が生じた場合は失格とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中ではないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中ではないこと。
- ④ 令和6年度において葛城市競争入札参加資格を有していること。ただし、資格を有しない業者は「4. 入札参加資格を有しない者の参加」を参照のこと。

- ⑤ 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加の停止措置要領又は葛城市物品購入等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- ⑥ 葛城市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成２４年葛城市告示第１２５号）別表に掲げる措置要件のうち、下記に示す１から５のいずれにも該当する者でないこと。
 - １ 役員等が暴力団員であるとき。
 - ２ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ３ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - ４ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - ５ 上記３及び４に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑦ 奈良県、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県及び和歌山県のいずれかに本店もしくは支店、営業所を有していること。
- ⑧ 学校給食法（昭和２９年法律第１６０号）に規定する目的に沿って、学校給食が教育の一環であることを理解し、子どもたちのために安全安心な学校給食の調理等を円滑に実施できる者であること。
- ⑨ 本委託業務を円滑に遂行できるような安定的でかつ健全な財政能力を有しているものであること。
- ⑩ １施設で１日４，０００食以上の学校給食調理施設での受託実績を有し、かつ現在も当該施設において１年以上事業を継続している実績が１件以上あること。
- ⑪ 令和２年４月１日以降、学校給食調理業務又は大量調理施設業務において食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）の規定による営業許可の取消、営業禁止及び営業停止の処分を受けた者でないこと。
- ⑫ 製造物責任法（平成６年法律第８５号）に基づく生産物賠償責任保険に加入している者であること。
- ⑬ 契約締結時点で①～③及び⑤～⑫の要件を満たしている履行保証人を確保できること。

４．入札参加資格を有しない者の参加

３．応募資格（１）資格要件④に掲げる入札参加資格を有しない者が参加する場合は、次のとおり追加資料を提出し、事前登録審査の結果、葛城市入札参加資格要件を満たし、名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合、本プロポーザル及び本業務に限り参加することができます。

- ① 提出期限：令和６年１２月２０日（金）
- ② 提出書類：次に掲げる書類一式を１部提出すること。

提出書類一覧	
１	【様式７】プロポーザル参加資格要件審査申請書
２	許可登録（免許）証明書等（営業に関し法律上必要となる登録証明書等、写し可）
３	営業所一覧表（本市指定様式、項目要件を満たすものであれば他でも可）
４	履歴事項全部証明書等（写し可）

	法人「履歴事項全部証明書」(旧：商業登記簿謄本) 個人「事業証明書」及び「住民票」	
5	納税証明書 完納証明書(写し可)	
	葛城市内業者の場合 ※右記①と②の提出が必要です。	①未納税額がないことの証明 ※提出日前3か月以内発行のもの ※所管税務署にて発行 法人：納税証明書「その3の3」 個人：納税証明書「その3の2」
	葛城市外業者の場合 ※右記①の提出が必要です。	②市税の納税証明書 ※提出日前3か月以内発行のもの ※本市税務課収納促進室にて発行
6	印鑑証明書(写し可) ※提出日前3か月以内発行のもの	

※A4ファイルに綴じ、表紙・背表紙に商号等を必ず記載してください。

③ 参加資格要件の審査について

上記提出された書類を審査し、令和6年12月24日(火)に審査結果をメールまたは電話で通知、「参加資格審査結果通知書」を送付します。

参加資格が認められた場合は、期限までに参加申込手続きを行ってください。

5. プロポーザルに係る日程

- | | |
|----------------------|------------------------------------|
| ① プロポーザル実施の公告 | 令和6年12月6日(金) |
| ② 参加意思表明書並びに質疑書の受付期間 | 令和6年12月6日(金) から
令和7年1月10日(金) まで |
| ③ 質疑回答 | 令和7年1月17日(金) |
| ④ 提案書類提出受付 | 令和7年1月20日(月) から
1月31日(金) まで |
| ⑤ 一次審査及び結果通知 | 令和7年2月14日(金)〔予定〕 |
| ⑥ 二次審査(プレゼンテーション) | 令和7年2月20日(木)〔予定〕 |
| ⑦ 二次審査結果通知 | 令和7年2月25日(火)〔予定〕 |

6. 関係書類の配布

本プロポーザルに係る募集要項等の関係書類については葛城市 HP に掲載しておりますのでダウンロードして使用してください。

下記(2)の書類については事務局にて配布いたしますので必要な方は直接取りに来てください。

なお、当プロポーザルの参加を見込まれない方については事務局より配布する関係書類をお渡しすることはできません。

(1) 葛城市 HP に公表している関係書類

- ・葛城市学校給食センター調理・配送等業務委託公募プロポーザル実施要項
- ・葛城市学校給食センター調理・配送等業務委託仕様書
- ・提出書類作成要領

- ・参加意思表明書（様式１）
- ・資格要件確認書（様式２）
- ・質疑書（様式３）
- ・参加申込書（様式４）
- ・委託業務事業実績について（様式５）
- ・企画提案書（様式６－１～８）
- ・プロポーザル参加資格要件審査申請書（様式７）
- ・参考見積書（様式８）

（２）事務局にて配布する関係書類

- ・学校給食センター配置図及び平面図（資料１）
- ・配送計画（案）（資料２）
- ・厨房機器リスト及び厨房機器配置図（資料３）
- ・学校給食における食物アレルギー対応食について（資料４）
- ・参考献立（資料５）

（３）配布期間

令和６年１２月６日（金）から令和７年１月１０日（金）までの午前９時から午後５時までとします。（ただし、土、日、祝祭日、年末年始は除きます。）

７．参加意思表明書の提出等

本プロポーザルの参加資格を満たしていると見込まれ、参加する意思がある者（以下「参加意思表明者」という。）は、参加意思表明書（様式１）等の下記のとおり提出してください。

なお、参加意思表明書の提出がない者、または参加資格を満たしていないと見込まれる者は質疑書の提出及びプロポーザルの参加について一切認めません。

（１）提出書類

- ①参加意思表明書（様式１） １部
- ②資格要件確認書（様式２） １部
- ③事業者の概要 ２部

事業者の沿革・組織・実績等がわかる書類を任意の様式で作成してください。パンフレット等でも可とします。

（２）提出受付期間

令和６年１２月６日（金）から令和７年１月１０日（金）までの午前９時から午後５時までとします。（ただし、土、日、祝祭日、年末年始は除きます。）

（３）提出方法

持参により事務局に提出してください。

※事前に事務局に来所日時を電話で予約のうえ、提出書類を持参ください。

（４）参加辞退

参加意思表明書を提出後に、参加辞退をする場合、また参加資格を満たさないことがわかった場合は、速やかにその旨を事務局に届け出てください。

8. 質疑書の提出

本プロポーザルに関し、質疑がある場合は、参加意思表明書等を提出した上で質疑書（様式3）を下記のとおり提出してください。

（1）提出受付期限

令和7年1月10日（金）

（2）提出方法

質疑書により事務局のメールアドレスに電子メールにて提出してください。

なお、提出する場合は参加意思表明書に記載のメールアドレスにより行ってください。それ以外のメールアドレスからの提出は認めません。

（3）質疑回答

まとめた上で令和7年1月17日（金）にすべての参加意思表明者に電子メールにて送信します。

（4）その他

①事務局が質疑書の電子メールを受信したときは、当日もしくは翌日（土日祝の場合はその翌日）に受信を確認した旨の電子メールを送信します。また参加意思表明者が質疑回答の電子メールを受信したときは当日もしくは翌日（土日祝の場合はその翌日）に受信を確認した旨の電子メールを送信してください。

②回答については、質疑書の提出を行った者の名称等は公表しません。

③質疑内容によっては回答しない場合があります。

9. 審査書類等の提出

参加申込者は、別紙「プロポーザル提出書類作成要領」を参照の上、参加申込書（様式4）に必要な書類を添えて下記のとおり提出してください。

なお、参加申込者は本書類の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなします。

（1）提出書類

ア. 参加申込書（様式4）

イ. 委託業務事業実績について（様式5）

ウ. 企画提案書（様式6－1～8）

エ. 参考見積書（様式8）（各年度の詳細内訳見積書も含む。）

オ. 企業単体の貸借対照表及び損益計算書（直近2ヵ年分）

カ. 事業者の概要（参加意思表明時に提出したもの）

（2）提出受付期間

令和7年1月20日（月）から令和7年1月31日（金）までの午前9時から午後5時までとします。（ただし、土、日、祝祭日は除く。）

（3）提出部数

13部（正1部・副1部・企画提案書11部）

（4）提出方法

持参により事務局に提出してください。

※事前に事務局に来所日時を電話で予約のうえ、提出書類を持参ください。

10. 提案内容について

本業務委託の実施に際し、下記内容について提案及び考え方を求めます。

(1) 学校給食に関する基本的な考え方について

- ① 教育の一環としての学校給食の意義や目的の理解について
- ② 成長期にある子どもたちへの食育に関する学校給食の役割について
- ③ 「より安全で、よりおいしい、より楽しい」給食を提供するための理念・方針等について
- ④ 調理業務を受託する上での取組姿勢など、受託者としての考え方について

(2) 危機管理について

- ① 食中毒や異物混入等発生時の対応及び防止対策について
- ② 緊急時・突発的な事故の対応について
- ③ 災害時における協力体制の考え方について

(3) 安全衛生管理について

- ① 安全衛生管理に関する基本的な考え方について
- ② 安全衛生管理体制について
- ③ 調理従事者等の健康管理について

(4) 業務等実施体制について

- ① 従事者の雇用に関する基本的な考え方について
- ② 人員構成、配置及び配置者の資格について
- ③ 効率的な業務運営体制について
- ④ 従事者に欠員が生じたときの交代要員の対応について
- ⑤ 受託決定から業務開始までの準備・対応計画について

(5) 業務従事者の教育について

- ① 業務における安全衛生管理や技術向上に関する教育、研修体制について
- ② 受託決定から業務開始までの研修計画について

(6) 食物アレルギー対応について

- ① 食物アレルギー対応についての基本的な取り組み方について
- ② 事故防止のノウハウについて

(7) 配送・回収業務について

- ① 配送・回収業務全般に対しての基本的な考え方について
- ② 食物アレルギー対応食の配送について
- ③ 事故発生時等の緊急時の対応について

(8) その他

11. 審査の方法等

本プロポーザルの審査は、葛城市学校給食センター調理・配送等業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において行います。

(1) 資格審査

委員会は提出された書類に基づき、参加資格要件等の審査を行います。

書類審査の結果、提出書類に不備があった場合、または参加資格要件を満たしていないと認められた場合は失格とし、当該参加申込者にその旨を速やかに通知します。

(2) 一次審査（書類審査）

委員会は資格審査において選定された参加申込者に対し、提案書類等にかかる書類審査を行います。

①選定方法

提案内容等について選定審査基準に基づき採点し、総合点数で順位付けを行い、一次審査として点数の高い上位4者を選定します。

ただし、資格審査において選定された参加申込者が4者以下の場合は、一次審査を省略し二次審査から行うものとします。

②選定通知

一次審査結果については審査終了後、速やかに資格審査において選定されたすべての参加申込者に通知します。

(3) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

一次審査で選定された参加申込者に対し、二次審査として提案内容にかかるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション」という。）を行います。

① 開催日時及び場所

日時 令和7年2月20日（木）（予定）

場所 葛城市役所 新庄庁舎 2階会議室（予定）

なお、プレゼンテーションの方法及び説明時間等の詳細事項については、一次審査における選定通知と併せて通知します。（日時場所の変更がある場合も併せて通知します。）

② 選定方法

提案内容についてプレゼンテーションを行なった上で選定審査基準に基づき採点し、総合点数の上位の者から順に、最優秀者及び次点者を各1者選定します。

なお、審査の結果、適切な候補参加申込者がいないと委員会が判断したときはプロポーザルをすべてやり直す場合があります。

③ 選定通知

二次審査結果については、審査終了後、速やかにプレゼンテーションを行ったすべての参加申込者に通知します。

(4) 提出書類の取り扱い

提出書類の取り扱いについては下記のとおりとします。

- ① 書類提出後、事務局より指示がないものについての記載内容の変更、追加及び再提出は認めません。
- ② 提出されたすべての書類については返却いたしません。
- ③ 提出された書類については、参加申込者の了解なく公表しないものとします。
- ④ 提出された書類については、本プロポーザルに関する必要な場合のみ複製することができるものとします。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 参加申込書の提出後に資格要件を満たさない事由が確認された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 本実施要項に違反すると認められた場合

⑤ 著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合

(6) 異議申し立て

本プロポーザルの審査結果については、一切の異議申し立てを認めません。

(7) その他

本プロポーザルの過程において参加申込者が1者または1者と見込まれる場合であっても審査を実施しますが、採点結果が100点満点中60点未満の場合は、実施内容を見直し、手続きをやり直すものとします。

12. 業務委託に関する条件等

(1) 契約について

最優秀者を本業務委託の第1位優先交渉権者とし、契約交渉を行うものとします。

最優秀者が契約を辞退した場合、または契約交渉が不成立となった場合には、次点者と契約交渉を行うものとします。

なお、本プロポーザルは、令和7年度の予算成立を前提とした準備行為として行うものであるため、予算が成立しない場合は、当該プロポーザル及び契約候補者の選定等は無効とします。

(2) 委託料等について

① 履行の確認等について

受託者は、毎月分の業務完了報告書並びに市が指示する書類を当該月業務終了後、5日以内に市に提出するものとします。市は業務完了報告書等を受領したときは、本業務が適正に履行されていることを確認します。

なお、業務の履行にあたっては学校給食法、食品衛生法、労働基準法等その他本委託業務に関連する関係法令を遵守してください。

② 委託料の支払い

委託料は令和7年8月分を初回として、月ごとに支払います。受託事業者は市の業務履行確認を経た上で当該月分の委託料を市に請求できるものとします。

市は当該請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとします。

なお、市が受託者に支払う各月の委託料の額は、各年度委託契約金額をその年度の契約月数で除した額とします。

(3) リスク分担方針

業務委託契約締結後の市と受託者との主なリスク分担方針は次のとおりとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	受託者
事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄・破綻によるもの		○
長期にわたる 双方の不可抗力	天災・暴動・感染症等による履行不能	○	
許認可等	委託事業実施に必要な許認可取得の遅延等		○
計画変更リスク	市の指示による変更	○	
	受託者の要求による変更		○

運営費	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
施設・設備の損傷	受託者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
性能	要求仕様不適合		○
調理事故・異物混入	受託者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	

1 3. 事業の実施

(1) 業務委託の継続が困難となった場合の措置

① 受託者の債務不履行の場合

受託者の責めに帰すべき事由により債務不履行、又はその懸念が生じた場合、市は受託者に対し修復勧告し、一定期間内に修復策の提出及びその実施を求めることができます。受託者が当該期間内に修復することができなかったときは、市は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができます。

また市は、受託者が本委託事業を完全に履行する見込みがないと認めるとき、又はこの契約に違反して契約の目的に達することができないと認めるときは、履行保証人に対し本委託事業の実施を求めることができます。

履行保証人は、本委託事業の実施の請求があったときは受託者に代わって本委託事業を実施しなければなりません。

② 市の債務不履行の場合

市の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となったときは、受託者は契約を解除できるものとします。受託者が契約を解除した場合には、本市に対しこれにより生じた損害賠償を求めることができます。

③ 不可抗力等の場合

不可抗力または当事者の責めに帰することができない事由により継続が困難となったときは、市及び受託者双方により業務継続の可否について協議することとします。一定期間内に協議が調わないときは相手方に対する事前の通知により、市又は受託者は契約を解除できるものとします。

(2) 業務委託の実施状況の評価

市は受託者が行う業務について、定期又は随時に評価を行います。その結果、契約書及び仕様書等で定められた内容を充足していないことが判明した場合は委託料の減額等を行なうことができるものとします。

1 4. その他

- (1) 本市は、書類の作成、提出、プレゼンテーション等に係る一切の費用は負担いたしません。
- (2) 本プロポーザルにおいて採用された提案書類等の著作権は、市に帰属するものとします。
- (3) 本プロポーザルの参加申込者は、本プロポーザルにおいて知り得た情報を本プロポーザル以外の目的で使用しないものとします。
- (4) この要項に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定めるものとします。

別表 選定評価基準

参加申込者の業務実績や各評価項目における提案の的確性、具体性を評価の視点に基づき審査する。

評価項目	評価の視点
業務実績	学校給食調理業務（センター方式）の受託実績の件数等
提案項目（１） 学校給食に関する 基本的な考え方	①教育の一環としての学校給食の意義や目的の理解について ②成長期にある子どもたちへの食育に関する学校給食の役割について ③「より安全で、よりおいしい、より楽しい」給食を提供するための理念・方針等について ④調理業務を受託する上での取組姿勢など、受託者としての考え方について
提案項目（２） 危機管理について	①食中毒や異物混入等発生時の対応及び防止対策について ②緊急時・突発的な事故の対応について ③災害時における協力体制の考え方について
提案項目（３） 安全衛生管理 について	①安全衛生管理に関する基本的な考え方について ②安全衛生管理体制について ③調理従事者等の健康管理について
提案項目（４） 業務等実施体制 について	①従事者の雇用に関する基本的な考え方について ②人員構成、配置及び配置者の資格について ③効率的な業務運営体制について ④従事者に欠員が生じたときの交代要員の対応について ⑤受託決定から業務開始までの準備・対応計画について
提案項目（５） 業務従事者の教育 について	①業務における安全衛生管理や技術向上に関する教育、研修体制について ②受託決定から業務開始までの研修計画について
提案項目（６） 食物アレルギー対応 について	①食物アレルギー対応についての基本的な取り組み方について ②事故防止のノウハウについて
提案項目（７） 配送・回収業務 について	①配送・回収業務全般に対しての基本的な考え方について ②食物アレルギー対応食の配送について ③事故発生時等の緊急時の対応について
提案項目（８） その他について	※記載がある場合評価する
参考見積書	①参考見積金額 ②年度ごとの詳細な積算内訳